

平成24年2月定例県議会付議案

- 議案第 1号 平成24年度鳥取県一般会計予算
- 議案第 2号 同 鳥取県用品調達等集中管理事業特別会計予算
- 議案第 3号 同 鳥取県公債管理特別会計予算
- 議案第 4号 同 鳥取県給与集中管理特別会計予算
- 議案第 5号 同 鳥取県母子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算
- 議案第 6号 同 鳥取県天神川流域下水道事業特別会計予算
- 議案第 7号 同 鳥取県中小企業近代化資金助成事業特別会計予算
- 議案第 8号 同 鳥取県就農支援資金貸付事業特別会計予算
- 議案第 9号 同 鳥取県林業・木材産業改善資金助成事業特別会計予算
- 議案第10号 同 鳥取県県営林事業特別会計予算
- 議案第11号 同 鳥取県県営境港水産施設事業特別会計予算
- 議案第12号 同 鳥取県沿岸漁業改善資金助成事業特別会計予算
- 議案第13号 同 鳥取県港湾整備事業特別会計予算
- 議案第14号 同 鳥取県収入証紙特別会計予算
- 議案第15号 同 鳥取県県立学校農業実習特別会計予算
- 議案第16号 同 鳥取県育英奨学事業特別会計予算
- 議案第17号 同 鳥取県営電気事業会計予算
- 議案第18号 同 鳥取県営工業用水道事業会計予算
- 議案第19号 同 鳥取県営埋立事業会計予算
- 議案第20号 同 鳥取県営病院事業会計予算
- 議案第21号 平成23年度鳥取県一般会計補正予算
- 議案第22号 同 鳥取県用品調達等集中管理事業特別会計補正予算
- 議案第23号 同 鳥取県公債管理特別会計補正予算
- 議案第24号 同 鳥取県天神川流域下水道事業特別会計補正予算

議案第25号 同 鳥取県就農支援資金貸付事業特別会計補正予算

議案第26号 同 鳥取県県営林事業特別会計補正予算

議案第27号 同 鳥取県県営境港水産施設事業特別会計補正予算

議案第28号 同 鳥取県港湾整備事業特別会計補正予算

議案第29号 同 鳥取県育英奨学事業特別会計補正予算

議案第30号 同 鳥取県営電気事業会計補正予算

議案第31号 同 鳥取県営工業用水道事業会計補正予算

議案第32号 同 鳥取県営病院事業会計補正予算

議案第33号 鳥取県児童福祉法施行条例の設定について（子ども発達支援課）

児童福祉法の一部が改正され、市町村が行う障害児通所給付費等に係る処分に不服がある者は、知事に対して審査請求をすることができることとなったことに伴い、この審査請求を審理するため鳥取県障害児通所給付費等不服審査会を設置する等、同法の施行に関し必要な事項を定めるものである。

[平成24年4月1日施行]

**議案第34号 鳥取県が設置する専用水道の水道技術管理者の資格を定める条例の設定について
（水・大気環境課）**

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により、水道法の一部が改正され、地方公共団体が設置する水道の水道技術管理者の資格を条例で定めることとされたことに伴い、県が設置する専用水道の水道技術管理者の資格について定めるものである。

[平成24年4月1日施行]

議案第35号 鳥取県指定猟法禁止区域等の標識の寸法を定める条例の設定について（公園自然課）

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部が改正され、指定猟法禁止区域等の標識の寸法を都道府県の条例で定めることとされたことに伴い、当該寸法について定めるものである。

[平成24年4月1日施行]

議案第36号 鳥取県スポーツ審議会条例の設定について（スポーツ健康教育課）

スポーツ基本法が制定され、スポーツに関する施策の一層の充実が求められていることに鑑み、鳥取県スポーツ審議会を設置するものである。

（審議会の概要）

- ・委員の定数：15人以内
- ・委員の任期：2年
- ・所掌事務：鳥取県スポーツ推進計画その他のスポーツの推進に関する重要事項についての調査審議

[平成24年4月1日施行]

議案第37号 鳥取県基金条例の一部改正について（財政課）

高齢者、障がい者等の生活を地域で支え合う活動の支援及び生活環境の整備を行うため、新たに基金を設置するものである。

（新たに設置する基金の概要）

名 称	設 置 目 的
とっとり支え愛基金	高齢者、障がい者等が住み慣れた地域で暮らし続けられるようにするため、これらの者の生活を地域で支え合う活動の支援及び生活環境の整備を行うこと。

[公布施行]

議案第38号 鳥取県情報公開条例及び鳥取県個人情報保護条例の一部改正について（県民課）

県民参加による開かれた公正な県政の一層の推進を図るため、県が設立時の財産の全額を出資する法人及び指定管理者を実施機関に加える等、所要の改正を行うものである。

（概 要）

- ①実施機関に、次の法人を加え、これらの法人に関する情報（指定管理者にあっては、公の施設の管理に関する情報に限る。）については、事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼす場合等を除き、開示するものとする。
 - ・鳥取県造林公社、鳥取県教育文化財団、鳥取県観光事業団、鳥取県食鳥肉衛生協会及び鳥取県文化振興財団
 - ・県が設置する公の施設の指定管理者
- ②県が資本金、基本金その他これらに準ずるもの又は会費の総額の2分の1以上を支出している法人に次の義務を課し、情報公開の推進を図る。
 - ・特定出資法人は、開示請求の手續その他当該法人の情報の公開についての規程を定め、その保有する文書の公開をしなければならない。（現行 努力義務）
 - ・特定出資法人が保有する文書について、当該法人から開示を受けられなかった者は、当該法人を所管する実施機関に提出の要請をすることができ、その要請を受けた実施機関が特定出資法人に文書の提出を求めた場合には、特定出資法人は、正当な理由がなければ文書の提出を拒むことができない。
- ③県から補助金等を受けている団体は、その保有する情報のうち営業秘密に当たらないもの（当該補助金等の交付の対象となった事務又は事業に係るものに限る。）の公開に努めなければならない。

[平成24年4月1日施行]

議案第39号 鳥取県特定非営利活動促進法施行条例の一部改正について（鳥取力創造課）

特定非営利活動促進法の一部が改正され、特定非営利活動法人の認定要件の緩和、認定権限の県への移譲等が行われたことに伴い、所要の改正を行うものである。

[平成24年4月1日施行ほか]

議案第40号 鳥取県非営利公益活動促進条例の一部改正について（鳥取力創造課）

平成23年度限りで効力を失う本条例について、現在検討中の鳥取県民参画基本条例（仮称）との整合性や県民による非営利公益活動の促進に関する施策等について検討するため、条例の失効期限を平成24年度末まで延長するものである。

[公布施行]

議案第41号 鳥取県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正について（人事企画課）

職員を派遣することができる公益的法人等を変更する等、所要の改正を行うものである。

（概要）

- ・財団法人鳥取県農業農村担い手育成機構を追加する。
- ・財団法人とっとり地域連携・総合研究センター等を削除する。

[平成24年4月1日施行]

議案第42号 鳥取県職員定数条例の一部改正について（業務効率推進課）

平成24年度の組織改正等に伴い、職員定数の見直し等を行うものである。

（概要）

- ・知事部局等 30人減
- ・学校職員 103人増 ほか

[平成24年4月1日施行]

議案第43号 鳥取県男女共同参画推進条例の一部改正について（男女共同参画推進課）

平成23年度末を目途として見直しの検討期限が設定されている本条例について、引き続き条例の規定及びその実施状況等について検討するよう、平成28年度末まで期限を変更するものである。

[公布施行]

議案第44号 鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正について（自治振興課）

住民に身近な行政は身近な地方公共団体で行うという地方分権の基本理念に立ち、市町村が地域の実情に応じた行政を積極的に展開し、もって住民サービスの向上を図ることができるようにするため、知事の権限に属する事務のうち、市町村が処理する事務の範囲を拡大するとともに、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により地方自治法等の一部が改正され、知事から市町村長への権限移譲が行われたことに伴い、所要の改正を行うものである。

（概要）

①移譲済みの事務について、移譲先を追加するもの

事 務	市 町
・旅券法に基づく一般旅券の発給の申請の受理及び知事への送付等 ・旅券法施行規則に基づく申請者が出頭しない場合の申請の申出の受理及び知事への送付等	倉吉市 ※境港市及び日野郡の町へは移譲済み。
・浄化槽法に基づく浄化槽の設置又は変更の届出の受理等	鳥取市、米子市、境港市、八頭郡若桜町及び智頭町並びに東伯郡北栄町 ※倉吉市、岩美郡岩美町、八頭郡八頭町、東伯郡湯梨浜町及び琴浦町並びに日野郡日野町へは移譲済み。
・工場立地法に基づく特定工場の新設又は変更の届出の受理等	岩美郡岩美町、西伯郡大山町

②対象となる事務が法律により市町村に移譲されたことに伴い、条例による権限移譲の対象から削除等するもの

- ・地方自治法に基づく町、字の区域の新設等の届出の受理及び告示
- ・農地法に基づく居住市町村外の農地等の権利の設定又は移転の許可
- ・駐車場法に基づく駐車場の設置等の届出の受理等
- ・流通業務市街地の整備に関する法律に基づく流通業務市街地内での建築等の許可等
- ・水道法に基づく専用水道の工事の設計の確認等

- ・墓地、埋葬等に関する法律に基づく墓地等の経営の許可等
 - ・工場立地法に基づく特定工場の新設又は変更の届出の受理等
 - ・土地区画整理法に基づく土地の形質の変更等の許可等
 - ・都市計画法に基づく都市計画に係る他人の土地の試掘等の許可等
- ③移譲事務を追加するもの

鳥取市へ移譲している鳥取県公害防止条例に基づく事務について、粉じん関係特定施設の設置の届出の受理等の事務を加える。

[平成 24 年 4 月 1 日施行ほか]

議案第 4 5 号 鳥取県市町村交付金条例の一部改正について（自治振興課）

平成 23 年度限りで効力を失う本条例について、引き続き、市町村が自らの意思及び判断で行うべき事業に対する交付金を交付するため、条例の失効期限を廃止するものである。

[公布施行]

議案第 4 6 号 鳥取県みんなで取り組む中山間地域振興条例の一部改正について

（中山間振興・定住促進課） → （とっとり暮らし支援課）

中山間地域対策について検証した結果を踏まえ、地域の特性を活かした資源及び人材の有効活用を基本として、安全かつ安心な定住環境の確保及び充実、産業の振興、中山間地域の公益的な機能の維持増進等に重点的に取り組み、もって中山間地域の振興に資するよう、所要の改正を行うものである。

（概要）

- ①中山間地域の振興に関する基本方針に、次に掲げる項目を加える。
 - ・中山間地域の振興は、県民等の活動に支えられて推進されなければならないこと。
 - ・中山間地域の振興は、自然環境、歴史、文化等の豊かさに加え、人と人との結びつきの強さやまとまりの良さも資源と捉え、これらをはじめとする各地域の特性を十分に活かして推進されなければならないこと。
 - ・中山間地域の振興は、様々な機能を組み合わせ、サービスを複合的に提供することにより、限りある資源及び人材の有効活用を図りつつ推進されなければならないこと。
- ②県は、地域づくりに取り組む人材の確保及び育成について、市町村の取組を支援するよう努めるものとする。
- ③市町村は、地域づくりに取り組む人材の確保及び育成を図るよう努めるものとする。
- ④県、市町村及び県民等が、相互に連携し、及び協力して重点的に取り組む施策として、次に掲げる施策を加える。
 - ・消防防災体制の強化を図ること。
 - ・住民が食料品、日用品等の買い物に不便を感じないように、その利便性の向上を図ること。
 - ・住民が地域に住み続けることができるように、コミュニティビジネスの創出及び展開を図ること。
 - ・地域づくりの支援役となる人材、団体等の確保及び育成を図ること。
 - ・地域における人口の減少を抑制し、地域の活力を維持するため、地域に移住し、定住する者の増加を図ること。
 - ・地域の発展及び活性化に役立てるため、コミュニティビジネスの創出及び展開を図ること。
 - ・地域の再生可能エネルギー源を有効に利活用することにより、新たな産業の創出、雇用の拡大等を図ること。
 - ・地域の資源を活かした体験や人との触れ合いをその内容に含む旅行の形態であるニューツーリズムの創出及び展開を図ること。
 - ・鳥獣による被害の防止、里山の整備等に取り組むこと。
- ⑤平成 28 年度末を目途として、この条例の規定及びその実施状況について検討を加え、必要な措置を講ずること。

[公布施行]

議案第47号 鳥取県福祉事務所設置条例の一部改正について（福祉保健課）

八頭郡若桜町及び八頭町、東伯郡琴浦町並びに日野郡日野町が福祉事務所を設置することに伴い、所管区域が消滅する鳥取県東部福祉事務所及び鳥取県日野福祉事務所を廃止し、東伯郡琴浦町を中部福祉事務所の所管区域から除外するものである。

[平成24年4月1日施行]

議案第48号 鳥取県特別医療費助成条例の一部改正について（障がい福祉課）

平成22年の税制改正で年少扶養控除等が廃止されたことにより所得税が課されるひとり親家庭に対し、従来どおり特別医療費の助成を行うよう、所要の改正を行うものである。

[平成24年7月1日施行]

議案第49号 鳥取県認定こども園に関する条例の一部改正について（子育て応援課）

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部が改正され、条例で認定こども園の認定要件を定めることとされたことに伴い、当該認定要件を定めるものである。

[平成24年4月1日施行]

議案第50号 鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について（子ども発達支援課）

児童福祉法及び障害者自立支援法の一部が改正され、障がい児に係る施設及び事業が見直されたことに伴い、障がい児に係る社会福祉施設の種別等を改めるものである。

（概要）

障がい児に係る社会福祉施設の種別を次のとおり改める。

名称	改正後	改正前
鳥取県立皆成学園	障害児入所施設	知的障害児施設
鳥取県立総合療育センター	障害児入所施設 児童発達支援センター	肢体不自由児施設 重症心身障害児施設
鳥取県立鳥取療育園	児童発達支援センター	肢体不自由児施設
鳥取県立中部療育園	児童発達支援センター	肢体不自由児施設

[平成24年4月1日施行]

議案第51号 鳥取県環境影響評価条例の一部改正について（環境立県推進課）

環境影響評価法の一部が改正され、環境影響評価方法書における説明会の開催及び環境影響評価図書の電子縦覧等が義務付けされたことを踏まえ、条例による環境影響評価についても同様の義務を課す等、所要の改正を行うものである。

[平成24年4月1日施行]

議案第52号 天神川流域下水道条例の一部改正について（水・大気環境課）

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により、下水道法の一部が改正され、下水道の構造及び終末処理場の維持管理の基準を条例で定めることとされたことに伴い、天神川流域下水道に係るこれらの基準について定めるものである。

[平成24年4月1日施行]

議案第53号 鳥取県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例及び鳥取県屋外広告物条例の一部改正について（水・大気環境課・景観まちづくり課）

民法の一部が改正され、未成年者の後見人に法人を選任できることとされたことに伴い、所要の改正を行うとともに、浄化槽保守点検業及び屋外広告業の登録の欠格要件に、暴力団、暴力団員又はこれらの利益につながる活動を行い、若しくはこれらと密接な関係を有する者を加えるものである。

[平成24年4月1日施行ほか]

議案第54号 鳥取県環境美化の促進に関する条例の一部改正について（循環型社会推進課）

岩美町が本条例に相当する条例を制定し、環境美化の促進に取り組むことに鑑み、岩美町の区域について本条例の規定を適用しないこととするものである。

[平成24年4月1日施行]

議案第55号 鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例及び鳥取県特別県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について（住宅政策課）

公営住宅法の一部改正に伴い同居親族要件を廃止するとともに、敷金から控除することができる未納の使用料の種類を追加する等、所要の改正を行うものである。

[公布施行ほか]

議案第56号 鳥取県環境にやさしい木の住まい建設等助成条例の一部改正について（住宅政策課）

長期優良住宅の建築の促進を図るため、環境配慮住宅に対する助成要件を見直す等、所要の改正を行うものである。

（概要）

環境配慮住宅の要件に、長期にわたり良好な状態で使用するための措置が講じられていることを加えると同時に、その建築に対する加算額を1戸につき17万円（現行7万円）とする。

[平成24年4月1日施行]

議案第57号 土地収用法等に基づく鑑定人及び参考人の旅費及び手当に関する条例の一部改正について（技術企画課）

鳥取県知事等の給与及び旅費等に関する条例の一部が改正され、附属機関の委員その他の構成員の報酬が改定されたことに伴い、当該報酬に準拠している参考人の手当の額について引き下げるものである。

[公布施行]

議案第58号 公有地の拡大の推進に関する法律施行令第3条第3項ただし書の規模を定める条例の一部改正について（技術企画課）

公有地の拡大の推進に関する法律施行令の一部が改正され、届出義務の適用除外となる土地の譲渡面積を定める権限が市に移譲されたことに伴い、所要の改正を行うものである。

[平成24年4月1日施行]

議案第59号 鳥取県港湾事務所の設置等に関する条例の一部改正について（空港港湾課）

鳥取県立鳥取港海友館を廃止するものである。

[平成24年4月1日施行]

議案第60号 貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例の一部改正について（会計指導課、医療政策課）

県内における医師の確保を目的とする医師養成確保奨学金の借受者に対し、医師としての実務経験の期間を確保するため、当該奨学金の返還に係る債務の免除の条件を改めるとともに、県内における看護教員の確保を図るため、看護職員修学資金の返還に係る債務の免除の条件及び看護職員奨学金の返還に係る債務の免除の範囲を拡大するものである。

（概要）

- ①医師養成確保奨学金の返還に係る債務が免除される要件の達成期限を、臨床研修を修了した日から起算して奨学金の貸付けを受けた期間の1.5倍の期間に3年を加えた期間（現行 奨学金の貸付けを受けた期間の2倍の期間）に延長する。
- ②看護職員養成施設で看護教員の業務に引き続き5年間従事したときを、看護職員修学資金の返還に係る債務の全部を免除する要件に加える。
- ③看護職員養成施設で看護教員の業務に引き続き6年間従事したときの看護職員奨学金の返還に係る債務の免除の範囲を、債務の全部（現行 債務の2分の1）とする。

[平成24年4月1日施行]

議案第61号 鳥取県手数料徴収条例の一部改正について（会計指導課）

受益と負担の公平確保を図るため、既存の手数料の額を見直す等、所要の改正を行うものである。

（手数料の概要）

引下げ

区 分	単 位	金 額	
		現 行	改正後
介護支援専門員実務研修受講試験の試験問題作成事務	1件につき	1,000円	700円

廃 止

- ・介護保険法の規定に基づく介護サービス情報の調査、介護サービス情報及びその調査結果の公表
- ・通訳案内士法に基づく通訳案内士の登録、登録事項の訂正又は通訳案内士登録証の再交付

[平成24年4月1日施行]

議案第62号 鳥取県警察職員定員条例の一部改正について（警察本部警務課）

警察法施行令の一部が改正され、警察官の定員の基準が変更されることに伴い、警察官の定員を増員するとともに、職員の定員の外に置くことができる者に海外随伴休暇を取得している者を追加する等、所要の改正を行うものである。

（概要）

- ・警察官 7人増

[平成24年4月1日施行]

議案第63号 鳥取県警察手数料条例の一部改正について（警察本部運転免許課）

運転経歴証明書を亡失等した者に対し証明書を再交付することに伴い、当該事務について新たに手数料を徴収するとともに、道路交通法施行令の一部が改正され、運転免許に係る手数料の標準とすべき額が見直されたことに伴い、これらの事務に係る手数料の額を見直すものである。

（手数料の概要）

設定

区 分	単 位	金 額
運転経歴証明書の再交付	1件につき	1,000円

見直し

区 分	単 位	金 額	
		現 行	改 正 後
運転免許試験	1件につき	免許の種類等に応じ 1,650円～8,650円	免許の種類等に応じ 1,500円～7,700円
運転技能検査	1件につき	免許の種類等に応じ 3,950円～7,650円	免許の種類等に応じ 3,850円～6,950円
運転することができる自動車等の種類の限定の解除のための審査	1件につき	使用する自動車に応じ 1,700円又は3,350円	使用する自動車に応じ 1,550円又は3,100円
運転免許証の交付	1件につき	免許の種類等に応じ 1,200円又は2,100円	免許の種類等に応じ 1,100円又は2,050円
運転免許証の再交付	1件につき	免許の種類に応じ 1,200円又は3,650円	免許の種類に応じ 1,100円又は3,600円
技能検定員に係る審査	1件につき	免許の種類等に応じ 700円～24,700円	免許の種類等に応じ 700円～23,500円
教習指導員に係る審査	1件につき	免許の種類等に応じ 750円～15,650円	免許の種類等に応じ 700円～15,000円
運転技能の再試験	1件につき	免許の種類等に応じ 1,150円～3,550円	免許の種類等に応じ 1,000円～3,250円
運転免許証の更新	1件につき	2,550円	2,500円
免許証の更新の申請の経由	1件につき	600円	550円
国外運転免許証の交付	1件につき	2,650円	2,400円
免許の取消し等を受けた者に対する講習	1時間につき	750円～4,200円	650円～4,150円
	1件につき	700円～13,400円	600円～13,350円

[平成24年4月1日施行]

議案第64号 鳥取県立高等学校等設置条例の一部改正について（特別支援教育課）

知的障がいがある生徒に対し、自立しながら地域で生活できるようにするための教育を行う高等特別支援学校を新たに設置するものである。

（概要）

鳥取県立琴の浦高等特別支援学校を東伯郡琴浦町に設置する。

[平成24年10月1日施行]

議案第65号 鳥取県立図書館の設置及び管理に関する条例の一部改正について（図書館）

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により、図書館法の一部が改正され、条例で図書館協議会の委員の任命の基準を定めることとされたことに伴い、当該任命の基準について定めるものである。

[平成24年4月1日施行]

議案第66号 鳥取県立博物館協議会に関する条例の一部改正について（博物館）

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により、博物館法の一部が改正され、条例で博物館協議会の委員の任命の基準を定めることとされたことに伴い、当該任命の基準について定めるものである。

[平成24年4月1日施行]

議案第67号 鳥取県監査委員条例の一部改正について（監査委員事務局）

他の都道府県の状況などを踏まえ、監査委員の定数を5人（現行：6人）とするものである。

[平成24年4月1日施行]

議案第68号 鳥取県営企業の設置等に関する条例及び鳥取県営病院事業の設置等に関する条例の一部改正について（企業局経営企画課・病院局総務課）

地方公営企業法施行令の一部が改正され、資本剰余金に整理すべき補助金等により取得した資産の除却損について、当該資本剰余金を取り崩して埋めることができるとする規定が削られたことに伴い、所要の改正を行うものである。

[平成24年4月1日施行]

議案第69号 鳥取県病院局企業職員定数条例の一部改正について（病院局総務課）

薬剤師、看護師等の医療従事者の増員を行い、県立病院の診療機能の充実強化を図るため、病院局の職員の定数を改めるものである。

（概要）

現行 1,049人 → 改正後 1,067人（18人増）

[平成24年4月1日施行]

議案第70号 財産を減額して貸し付けること（鳥取市人権交流プラザ及び鳥取市中央人権福祉センター用地）について（人権・同和対策課）

相手方：鳥取市
貸付財産：普通財産

所在地	種類	数量
鳥取市幸町 151 番	土地	1,494.13 m ²

貸付期間：平成24年4月1日から平成29年3月31日まで
 貸付金額：鳥取市人権交流プラザ及び鳥取市中央人権福祉センターの建物に係る使用料収入の2分の1に相当する額
 減額貸付理由：同和問題の早期解決を図るため旧鳥取市解放文化会館用地として鳥取市に無償貸付をしてきた当該土地について、当該土地上の建物に係る使用料収入などの実態に照らして相応の負担を求めるとし、減額して貸し付けようとするものである。

議案第71号 財産を減額して貸し付けること（鳥取バスターミナル用地）について（交通政策課）

相手方：鳥取バスターミナル株式会社
貸付財産：普通財産

所在地	種類	数量
鳥取市東品治町 107 番 2 ほか5筆	土地	2,013.20 m ²

貸付期間：平成24年4月1日から平成26年3月31日まで
 貸付金額：バスターミナルの使用料収入の1割に相当する額と当該土地に係る国有資産等所在市町村交付金法第2条により交付すべき市町村交付金の額のいずれか高い額
 減額貸付理由：バス利用者及びバス交通の利便を促進するとともに、鳥取駅周辺の交通の安全確保と円滑化を図るため、当該土地を減額して貸し付けようとするものである。

議案第72号 財産を減額して貸し付けること（鳥取県建設技術センターの建物及び用地）について（技術企画課）

相手方：公益財団法人鳥取県建設技術センター
貸付財産：普通財産

所在地	種類	数量
倉吉市福庭町二丁目 23 番地 ほか4筆	土地	8,169.98 m ²
	建物	3,161.19 m ²

貸付期間：平成24年4月1日から平成29年3月31日まで
 貸付金額：当該土地及び建物に係る国有資産等所在市町村交付金法第2条により交付すべき市町村交付金の額に県が加入する当該建物に対する損害保険料の額を加えた額
 減額貸付理由：公共工事の適正かつ円滑な実施を図るため、当該土地及び建物を利用して建設技術研修、技術支援事業等を行う公益財団法人鳥取県建設技術センターに対して、当該土地及び建物を減額して貸し付けようとするものである。

議案第73号 財産を無償で貸し付けること（グラウンド等用地）について（鳥取力創造課）

相手方：特定非営利活動法人グリーンスポーツ鳥取
貸付財産：普通財産

所在地	種類	数量	摘要
鳥取市湖山町西二丁目 254 番 ほか29筆	土地	23,205.46 m ²	グラウンド用地及び駐車場用地

貸付期間：平成24年4月1日から平成34年3月31日まで
 無償貸付理由：県有財産の有効活用を図るとともに、スポーツの振興や子どもの健全育成を目的とした活動を行う特定非営利活動法人を支援するため、当該土地を無償で貸し付けようとするものである。

議案第74号 財産を無償で貸し付けること（(元)鳥取農業高等学校実習農園)について（財源確保推進課）

貸付先：鳥取市 個人（山王団地自治会会長）

貸付財産：普通財産

所在地	種類	数量	摘要
鳥取市湖山町南三丁目607番1のうち一部	土地	1,709.40㎡	市民農園

貸付期間：平成24年4月1日から平成27年3月31日

無償貸付理由：当該土地は県史跡天神山城跡（因幡守護所跡）として保護すべき土地であり、今後の活用策等が決定されるまでの間、維持管理費の低減及び防犯対策を図る観点から、山王団地自治会に無償で貸し付けようとするものである。

議案第75号 財産を無償で貸し付けること（倉吉市道用地）について（警察本部会計課）

貸付先：倉吉市

貸付財産：普通財産

所在地	種類	数量	摘要
倉吉市上井621番2ほか6筆	土地	237.06㎡	倉吉市道用地

貸付期間：平成24年4月1日から平成34年3月31日まで

無償貸付理由：市道として良好な管理を行わせるため、引き続き倉吉市に無償で貸し付けようとするものである。

議案第76号 財産の取得（青谷上寺地遺跡保存用地）についての議決の一部変更について（文化財課）

史跡青谷上寺地遺跡の保存、整備及び活用のため、公有化年次計画に基づき、本年度中に追加して用地を取得するものである。

（変更の概要）

相手方：変更前 鳥取市個人 ほか40名

↓

変更後 鳥取市個人 ほか42名

譲渡財産：下表のとおり

変更前				変更後			
所在地	種類	数量	取得予定価格	所在地	種類	数量	取得予定価格
鳥取市青谷町青谷字上寺地4204番3ほか64筆	土地	64,709.58㎡	836,186,390円	鳥取市青谷町青谷字上寺地4204番3ほか66筆	土地	67,531.58㎡	866,946,190円

議案第77号 損害賠償請求に係る訴えの提起について（水・大気環境課）

訴えの相手方：東京都新宿区 企業

訴えの要旨：県が平成18年度に訴えの相手方に発注した大気自動測定装置について、平成20年11月、公正取引委員会は、独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていたとして、訴えの相手方を含む製造販売業者に対し、排除措置命令及び課徴金納付命令を行った。この命令後の平成20年度から平成22年度までの間に全国で実施された同機種購入に係る平均落札金額は、県の支払った金額より著しく低額であることから、談合の結果県に損害が生じたものとして、損害賠償金2,653,431円及び遅延利息金の支払い並びに訴訟費用の負担を求めるものである。

議案第78号 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について（高等学校課）

和解の相手方：八頭町 個人 法定代理人（親権者） 八頭町 個人

和解の要旨：県は、損害賠償金 1,036,890 円を支払う。

概要：平成 23 年 7 月 4 日、鳥取県立八頭高等学校の教員が、同校の生徒である和解の相手方の被法定代理人に対し、生活指導を行った際、左顔面を殴打したため、和解の相手方の被法定代理人が負傷したものである。

議案第79号 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について（病院局総務課）

和解の相手方：甲 琴浦町 個人

乙 堺市 個人

丙 東京都港区 個人

丁 琴浦町 個人

和解の要旨：県は、損害賠償金 18,000,000 円を支払う。

概要：鳥取県立厚生病院所属の医師が、和解の相手方甲の夫（和解の相手方乙及び丙の父親、丁の子）に対し平成 23 年 4 月 1 日に行った直腸がん治療のための手術後の管理において、同月 6 日に同人の容態急変に伴い行った検査結果（腹腔内に貯留した多量のガス）を過小評価したことにより腹膜炎の診断及び治療が遅れ、同人が同月 9 日に死亡したものである。

議案第80号 全国自治宝くじ事務協議会及び西日本宝くじ事務協議会を設ける普通地方公共団体の数の増加並びに全国自治宝くじ事務協議会規約及び西日本宝くじ事務協議会規約の変更に関する協議について（財政課）

全国自治宝くじ事務協議会及び西日本宝くじ事務協議会に、新たに熊本市を加えることに伴い、全国自治宝くじ事務協議会規約及び西日本宝くじ事務協議会規約の一部を変更するため、地方自治法第 252 条の 2 第 3 項の規定により、議会の議決を求めるものである。

議案第81号 公立大学法人鳥取環境大学中期目標の制定について

（新生公立大学設立準備室） → （教育・学術振興課）

公立大学法人鳥取環境大学が達成すべき業務運営に関する目標を制定するため、地方独立行政法人法第 25 条第 3 項の規定により議会の議決を求めるものである。

（概要）

目標の期間：平成 24 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日（6 年間）

概要：県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 ほか

議案第82号 第3次鳥取県男女共同参画計画の策定について（男女共同参画推進課）

平成 19 年 3 月に策定した第 2 次鳥取県男女共同参画計画の計画期間が平成 23 年度末に終了することから、引き続き男女共同参画社会の実現に向けて取組みを推進するため、第 3 次鳥取県男女共同参画計画を策定するものである。

（概要）

計画の期間：平成 24 年度から平成 28 年度まで（5 年間）

基本テーマ：男女共同参画の視点に立った社会制度や慣行の見直し、意識の改革
職場、家庭、地域において多様な生き方を選べる社会の実現
人権が尊重され、誰もが健康で安心して暮らせる社会づくり

議案第 8 3 号 公の施設の指定管理者の指定（鳥取県立大山自然歴史館）について（西部総合事務所）

鳥取県立大山自然歴史館の指定管理者を指定することについて、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求めるものである。

（概 要）

指定管理者となる団体：一般社団法人大山観光局

指定の期間：平成 24 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日まで

議案第 8 4 号 公の施設の指定管理者の指定（鳥取県立大山駐車場）について（西部総合事務所）

鳥取県立大山駐車場の指定管理者を指定することについて、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求めるものである。

（概 要）

指定管理者となる団体：一般社団法人大山観光局

指定の期間：平成 24 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日まで

議案第 8 5 号 県営土地改良事業等の施行に伴う市町村負担金についての議決の一部変更について

（農地・水保全課）

県営土地改良事業等の実施にあたり関係市町村から徴収している負担金について、平成 24 年度から農村災害対策整備事業、地域用水環境整備事業及び農業体質強化基盤整備促進事業を実施することに伴い、市町村の負担金の額を定めるものである。

（負担すべき額）

事業区分	負担すべき額
農村災害対策整備事業	工事費の 100 分の 14 に相当する額
地域用水環境整備事業	工事費の 100 分の 25 に相当する額
農業体質強化基盤整備促進事業 (彦名地区)	工事費の 100 分の 13 に相当する額

議案第 8 6 号 包括外部監査契約の締結について（行政監察課）

包括外部監査人と契約を締結するため、地方自治法第 252 条の 36 第 1 項の規定により、議会の議決を求めるものである。

契約の目的：当該契約に基づく監査及び監査の結果に関する報告

契約の始期：平成 24 年 4 月 9 日

契約金額：8,900,000 円を上限として、執務費用及び実費の額を合算して算定した額

契約の相手方：山崎 安造 税理士

議案第 8 7 号 鳥取県基金条例の一部改正について（財政課）

国から交付された交付金等を原資とする基金について、当該交付金等を国に返還するために必要な経費の財源に充てることができるようにする等、基金の設置目的及び処分事由について所要の改正を行うものである。

[平成 24 年 4 月 1 日施行ほか]

議案第 88号 鳥取県税条例の一部改正について（税務課）

平成 24 年度税制改正による地方税法の一部改正等に伴い、所要の改正を行うものである。

(概 要)

- ・住宅及び土地の取得に係る不動産取得税の軽減措置の適用期限延長
- ・排出ガス性能及び燃費性能の優れた自動車に係る自動車税の軽減措置の適用期限延長
- ・個人県民税に係る寄附金税額控除の適用対象の追加
- ・「東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律」の施行に伴う、個人県民税の均等割の税率の引上げ など

[平成 24 年 4 月 1 日施行ほか]

議案第 89号 職員の給与に関する条例等の一部改正について（人事企画課）

人事委員会の「職員の給与に関する報告及び勧告」を踏まえ、職員の給与改定を行うものである。

(概 要)

- ・給与構造改革における経過措置額の廃止
- ・経過措置額の廃止により生ずる原資等を用いた現行給料表構造の是正

[平成 24 年 4 月 1 日施行]

報 告 事 項

報告第1号 議会の委任による専決処分の報告について

(1) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について（平成24年1月19日専決）

(衛生環境研究所)

和解の相手方：鳥取市 個人

和解の要旨：県は、損害賠償金 376,139 円（県過失 10 割）を和解の相手方に支払う。

事故の概要：平成 23 年 11 月 9 日、衛生環境研究所の職員が、公務のため軽貨物自動車を運転中、和解の相手方所有の軽乗用自動車に追突し、双方の車両が破損したものである。

(2) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について（平成24年1月19日専決）（農政課）

和解の相手方：北栄町 個人

和解の要旨：県は、損害賠償金 117,110 円（県過失 10 割）を和解の相手方に支払う。

事故の概要：平成 23 年 11 月 2 日、中部総合事務所の職員が、公務のため軽貨物自動車を運転中、交差点を左折する際、左側路肩に停車中の和解の相手方所有の軽貨物自動車に接触し、双方の車両が破損したものである。

(3) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について（平成24年1月20日専決）

(警察本部会計課)

和解の相手方：岡山県新見市 個人

和解の要旨：県は、損害賠償金 307,000 円（県過失 10 割）を和解の相手方に支払う。

事故の概要：平成 23 年 10 月 25 日、和解の相手方が、主要地方道淀江岸本線を和解の相手方所有の小型乗用自動車で行く中、強風により倒れてきた沿道の道路規制標識に当たり、同車両が破損したものである。

(4) 鳥取県進学奨励資金貸付金の返還請求等に係る訴えの提起について（平成24年1月20日専決）

(人権教育課)

相手方：借受者 1名 連帯保証人 1名

訴えの内容：鳥取県進学奨励資金の借受者及びその連帯保証人に対し、当該貸付金の返還及び訴訟費用の負担を求めるとともに、仮執行の宣言を求める。

(5) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について（平成24年1月23日専決）（県土総務課）

和解の相手方：東京都港区 企業

和解の要旨：県は、損害賠償金 688,658 円（県過失 10 割）を和解の相手方に支払う。

事故の概要：平成 23 年 12 月 28 日、中部総合事務所の職員が、公務のため、賃貸借契約により和解の相手方から借り受けている軽貨物自動車で行く中、道路から浮き上がっていたコンクリート塊に接触し、同車両が破損したものである。

(6) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について（平成24年1月23日専決）

（警察本部会計課）

和解の相手方：倉吉市 個人

和解の要旨：県は、損害賠償金 102,170 円（県過失 10 割）を和解の相手方に支払う。

事故の概要：平成 23 年 5 月 7 日、倉吉警察署の職員が、公務のため小型特種自動車（パトカー）を運転中、駐車場内で後退した際、駐車していた和解の相手方所有の小型乗用自動車に衝突し、双方の車両が破損したものである。

(7) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について（平成24年1月23日専決）

（警察本部会計課）

和解の相手方：鳥取市 個人

和解の要旨：県は、損害賠償金 101,745 円（県過失 10 割）を和解の相手方に支払う。

事故の概要：平成 23 年 8 月 22 日、警察本部交通部運転免許課の職員が、公務のため普通乗用自動車を運転中、駐車場内において運転操作を誤り、駐車していた和解の相手方所有の小型乗用自動車に衝突し、同車両が破損したものである。

(8) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について（平成24年1月23日専決）

（警察本部会計課）

和解の相手方：米子市 企業

和解の要旨：県は、損害賠償金 54,290 円（県過失 9 割）を和解の相手方に支払う。

事故の概要：平成 23 年 10 月 6 日、警察本部交通部交通機動隊の職員が、公務のため普通乗用自動車を運転中、駐車場内で後退した際、左方から進行してきた和解の相手方所有の普通乗用自動車に衝突し、双方の車両が破損したものである。

(9) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について（平成24年1月24日専決）（県土総務課）

和解の相手方：倉吉市 企業

和解の要旨：県は、損害賠償金 88,000 円（県過失 10 割）を和解の相手方に支払う。

事故の概要：平成 23 年 12 月 26 日、中部総合事務所の職員が、公務のため普通特種自動車（除雪車）を運転中、給油所から道路へ進入しようとした際、和解の相手方が設置する看板にグレーダーブレードが接触し、同看板を破損させたものである。

(10) 鳥取県営住宅の明渡し等の請求に係る訴えの提起について（平成24年1月25日専決）

（住宅政策課）

相手方：県営住宅北園第 1 団地ほか 3 団地 入居者 4 名

保証人 3 名 連帯保証人 2 名

訴えの内容：県営住宅の明渡し、未納家賃、駐車場使用料及び損害賠償金の支払並びに訴訟費用の負担を求めるとともに、仮執行の宣言を求める。

(11) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について（平成24年1月27日専決）

（環境立県推進課）

和解の相手方：米子市 企業

和解の要旨：県は、損害賠償金 92,806 円（県過失 10 割）を和解の相手方に支払う。

事故の概要：平成 23 年 11 月 16 日、西部総合事務所の職員が、公務のため普通乗用自動車を運転中、後退した際、後方で停止していた和解の相手方使用の普通乗用自動車に接触し、双方の車両が破損したものである。

(12) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について（平成24年1月31日専決）（総務課）

和解の相手方：鳥取市 個人

和解の要旨：県は、損害賠償金 24,413 円（県過失 3割）を和解の相手方に支払う。

事故の概要：平成 22 年 12 月 13 日、東部総合事務所の職員が、公務のため軽乗用自動車を運転中、右前方で停止している和解の相手方所有の小型乗用自動車を発見したため、一時停止をした後、同車両の左側方を通過しようとして前進したところ、路外駐車場に駐車するため後退を開始した同車両と衝突し、双方の車両が破損したものである。

(13) 職員の研修に関する事務の受託に関する規約を変更する協議について（平成24年1月31日専決）（職員人材開発センター）

鳥取市ほか 18 市町村及び鳥取県東部広域行政管理組合、鳥取中部ふるさと広域連合、鳥取県西部広域行政管理組合から、それぞれ受託している職員の研修に関する規約を変更することについて、協議するものである。

報告第 2 号 新生公立鳥取環境大学運営協議会規約を施行する日について

（新生公立大学設立準備室） → （教育・学術振興課）

新生公立鳥取環境大学運営協議会規約を施行する日（平成 23 年 12 月 27 日）について、同規約の附則 2 により報告するものである。

報告第 3 号 地方独立行政法人鳥取県産業技術センターの常勤職員数について（産業振興総室）

地方独立行政法人法第 54 条第 2 項の規定により、地方独立行政法人鳥取県産業技術センターの常勤職員数について報告する。

平成 24 年 1 月 1 日現在 48 人

報告第 4 号 長期継続契約の締結状況について

件数 新規 6 件